

ごみ収集カレンダー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、亀山市広告掲載要綱（平成24年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市が発行するごみ収集カレンダーへの有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体は、ごみ収集カレンダーの暦内での印刷広告とする。

(広告の範囲等)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容の範囲は、要綱第3条及び亀山市広告掲載基準（平成24年4月1日施行。以下「掲載基準」という。）の規定によるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさは、縦30mm×横100mmとする。
- (2) 入稿形式は、市が指定する形式とする。
- (3) 色数は、フルカラー印刷（CMYK）を前提とし、特色（金・銀色、蛍光色）の使用は不可とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告の掲載位置は、市長が指定する。

- 2 広告の掲載枠数（以下「掲載枠数」という。）は、各月1枠とし、1広告掲載事業者（以下「広告主」という。）につき各地区（A・B地区）とも1枠までとする。ただし、各地区の応募枠数が掲載枠数に満たない場合は、広告主につき各地区（A・B地区）とも2枠を上限とすることができるものとする。

(広告の募集等)

第6条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集は、本市の広報及びホームページにおける公募により行うものとする。

- 2 申込者は、ごみ収集カレンダー広告掲載申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。
- 3 申込者は、法人市民税又は個人市民税、固定資産税及び軽自動車税等の滞納をしていないものとする。
- 4 前項に規定するもののほか、広告の募集等に関する詳細は別に定める。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠当たり年額20,000円（消費税及び地方消費税を含む。）と

する。ただし、広告掲載料を変更するときは、要綱第6条に定める亀山市広告審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、その額を決定するものとする。

（広告掲載等の決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申し込みがあった場合は、委員会の審査を経て、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 各地区の応募枠数が掲載枠数を超えるときは、抽選により掲載する広告を決定するものとする。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果をごみ収集カレンダー広告掲載可否決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

2 広告主は、広告掲載が決定したのち、市長が指定する期日までに広告原稿を提出しなければならない。なお、これらの経費は、広告主が負担するものとする。

（広告原稿の修正）

第11条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反していると認められるとき、若しくはそのおそれがあると認めるとき、または要綱及び掲載基準の規定に違反していると認められるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取り消し）

第12条 市長は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ広告主に催告する等の手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- （1） 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- （2） 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- （3） 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- （4） その他広告掲載が適切でないときと市長が判断したとき。

2 前項の規定による取り消し等により広告主が受けた損害については、市長は、広告主対しその賠償の責めを負わないものとする。

（広告主の責務）

第13条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び法令等に違反していないことを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害賠償請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担に

において解決するものとする。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができないときは、市長は、納付済みの広告掲載料の全部を広告主に返還するものとする。

2 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

年 月 日

ごみ収集カレンダー広告掲載申込書

亀山市長 様

申込者 住所（所在地）
氏名（名称） ⑩
（代表者）
（担当者）
電話
FAX
E-mail
※団体（企業）にあつては、事業所の所在地及び名称と併せて代表者名及び担当者名も記入し、社印等を押印してください。

亀山市広告掲載要綱及びごみ収集カレンダー広告掲載要領の遵守並びに下記誓約・同意事項に同意の上、次のとおり申し込みます。

- 1 事業者の概要及び業務内容等 ※会社案内等を添付する場合は記載を省略することができます。
- 2 広告掲載を希望する地区 ※複数選択可。
 A地区 B地区
※掲載希望月がある場合は記入してください。（ 月）
- 3 追加掲載申込みの有無
各地区の応募枠数が掲載枠数に満たない場合において、上記「2 広告掲載を希望する地区」とは別に追加掲載を
 申し込みます（ A地区 B地区） 申し込みません

※追加掲載を含め、広告掲載は、最大各地区2枠までとなります。

- 4 広告の内容
広告案のデータを メール（PDFデータ） その他（ ）にて添付します。
※提出できない場合は、広告内容及び配色が確認できるイメージ図等でも可。

（※誓約・同意事項は裏面に記載していますので、必ずご確認ください。）

5 誓約・同意事項

- (1) 広告の内容は、亀山市広告掲載要綱第3条第1項各号に該当しないこと。
- (2) 申込者は、亀山市広告掲載基準第4条第1項各号に該当しないこと。
- (3) 申込者がホームページ広告の掲載申込みに当たり、法人市民税又は個人市民税、固定資産税及び軽自動車税等の滞納をしていないこと。

※広告掲載申込時又は広告掲載期間中に(3)の事項について、亀山市が納付状況調査及び関係機関へ照会する場合がありますことに同意します。

第2号様式（第8条関係）

ごみ収集カレンダー広告掲載可否決定通知書

年 月 日

様

亀山市長

申込みのありました 年度ごみ収集カレンダーへの広告掲載について、亀山市
広告掲載要綱及びごみ収集カレンダー広告掲載要領に基づき、審査の結果、その可否を
次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分 掲載する 枠（A地区 枠、B地区 枠）

掲載しない
理由

2 広告掲載月 年度ごみ収集カレンダー
A地区 月 、 B地区 月

3 広告掲載料 金 円（ 枠分年額）

4 広告原稿の 年 月 日
提出期限 ※提出済みもしくは昨年度の原稿を使用の場合は提出不要。
※必要に応じてPDFのデータファイルを提出してください。

5 広告掲載料 年 月 日まで
の納付期限